記 者 発 表

令 和 ７ 年 ７ 月 ２ ９ 日
美 里 町 建 設 課
北 上 川 下 流 河 川 事 務 所

管理施設に落書き被害！！

国土交通省北上川下流河川事務所では、河川パトロールにて江合川に架かる中北橋及び護岸への「落書き」を発見したことから、警察署へ通報しました。

今後も、河川巡視、CCTV カメラによる監視を行い、地域住民・美里町等と連携しながら再発防止に努めてまいります。

【詳　細】

発見日時：令和７年７月２４日(木)１０時１６分　河川パトロール中に落書きを発見

発見場所：江合川右岸２１．６ｋ　中北橋

被害状況：中北橋橋台前面及び条件護岸への落書き





このような落書きによる行為は、河川の景観を損ねるだけではなく、河川環境の悪化や周辺住民を不快な気持ちにさせるなど、極めて遺憾な行為であると言わざるを得ません。落書き行為は、建造物損壊や器物損壊の罪に該当し罰せられます。今後も発見した悪質な落書きに対しては、警察署へ通報し、原因者の特定に努めていきます。

●【刑法第２６０条】
他人の建造物又は艦船を損壊した者は、５年以下の拘禁刑に処する。

●【刑法第２６１条】
他人のものを損壊し、又は傷害した者は、３年以下の拘禁刑又は３０万円以下の罰金若しくは科料に処する。

〈発表記者会：石巻記者クラブ、古川記者クラブ〉

【中北橋管理者】美里町長　相澤清一
（担当課）美里町建設課　電話　0229-33-2143
【護岸管理者】国土交通省北上川下流河川事務所 大崎出張所長 山内 尚也
電話　0229-22-0336